

津軽地域の医療

第3号 令和5年3月1日発行



特別対談

—弘前総合医療センター開院1周年を迎えて—

独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター
院長 大熊洋揮氏



弘前市長 櫻田 宏

弘前総合医療センターの現在の状況

市長 弘前総合医療センター（以下、医療センター）が開院し、1年が経とうとしています。医療センターは、人口減少と高齢化を見据えて国と県により描かれた地域医療構想に基づき整備された病院ということで、これまで以上に高度で専門的な医療を提供し、当市を含む8市町村から成る津軽地域保健医療圏における医療の中核を担うことが求められており、運営にあたってはご苦労されていると思います。

大熊院長 当院は多くの新たなスタッフを加えて昨年4月に25診療科、442床を有する「弘前総合医療センター」として新たなスタートを切りました。来院者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、開院前後の入院患者の移動などにより一時受入制限

をしましたが、外来患者、入院患者ともに令和3年度の患者数を上回っています。津軽地域の医療に貢献していくことが当院の役割だと思っておりますので、スタッフ一同力を合わせて努めていきたいと思えます。

弘前総合医療センター基本情報

- 病床数：442床
- 診療科目：25診療科
 - ▶呼吸器内科 ▶消化器・血液内科 ▶循環器内科
 - ▶脳神経内科 ▶糖尿病・内分泌内科 ▶呼吸器外科
 - ▶消化器外科 ▶脳神経外科 ▶乳腺外科 ▶整形外科
 - ▶形成外科 ▶精神科 ▶小児科 ▶皮膚科 ▶泌尿器科
 - ▶産婦人科 ▶眼科 ▶耳鼻いんこう科
 - ▶リハビリテーション科 ▶放射線科 ▶病理診断科
 - ▶臨床検査科 ▶救急科 ▶歯科口腔外科 ▶麻酔科
- 常勤医師数：71名（令和5年1月1日現在）



(独)国立病院機構
弘前総合医療センター

院長 大熊 洋揮 氏

外構工事及び周辺道路工事

市長 大熊院長のもとで精力的に診療を行っていただいております、大変心強く感じます。医療センターは、津軽圏域の中核的な病院ということで周辺市町村からの患者も多いと思います。市ではまちなかの交通の円滑化と歩行者の安全確保のため、昨年3月までに山道町樋の口町線と住吉町山道町線の2路線を整備しました。この整備は国道7号線から医療センターへのアクセス向上や市内病院間での患者搬送にも役立つと考えており、「いのちをつなぐ道路」としての役割も期待しているところです。また、弘南バス株式会社にもご協力をいただき、本年4月から路線バスが病院敷地内に乗り入れ、玄関前での乗り降りができる予定としています。

大熊院長 当院も、診療と並行して、駐車場として整備するための旧外来棟の解体工事や外構工事を行ってきました。工事中は、近隣の方や来院者にはご不便をおかけしていましたが、昨年12月までに患者駐車スペースを確保し、供用開始しています。今後、積雪期間を挟み春以降に全面をアスファルト敷設して完成となります。市の道路改良事業や路線バスの引き込みと併せ、来院者にとって使い勝手の良い病院となるための工事も、いよいよ大詰めです。



■ 総合受付・会計



災害拠点病院・地域医療支援病院

市長 昨年8月の記録的な大雨で、一時はこれまでに経験したことがない切迫した状況となり、自然災害の恐怖を感じました。

全国的にも災害が絶えず、住民は常に不安を感じており、市としても今回の災害を教訓に防災対策強化の必要性を感じています。

ワンポイント

災害拠点病院ってなに？

災害拠点病院とは、災害時に24時間緊急対応可能な体制を確保し**災害時の地域医療の中心を担う病院**で、災害派遣医療チーム（DMAT）による被災地への医療支援、被災地からの患者の受け入れ、ヘリコプターなどを活用した広域医療搬送に係る対応、地域医療機関への応急医療資器材の貸し出しなどの役割も担う病院です。

●津軽圏域の災害拠点病院

基幹災害拠点病院

弘前大学医学部附属病院

地域災害拠点病院

弘前総合医療センター

黒石市国民健康保険黒石病院

大熊院長 当院は、災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関である「災害拠点病院」として開院と同時に県の指定を受け、院内に災害派遣医療チーム（DMAT）を組織して災害時に協力する体制を整えています。また、かかりつけ医であるクリニックや診療所等から、より詳しい検査や専門的な医療が必要である紹介患者に対して医療を提供する「地域医療支援病院」の承認を受け、周辺医療施設との密接な連携を築き、地域で治療を完結させることを目指しています。このため、診療の際は、紹介状を持参くださるようお願いいたします。紹介状がない方が当院で診療を受ける場合は、診療費とは別に選定療養費として定額の負担をしていただいております。

市長 災害時の医療にも対応できることをお聞きし、とても安心しました。地域医療支援病院は、医療機関を受診する人にとってより効率的に医療が受けられる体制を築くための制度であると考えていますが、選定療養費についてはとても気になる場所だと思います。選定療養費についてもう少し詳しく教えてください。

大熊院長 令和4年度に診療報酬の改定があり、同年10月1日から選定療養費が初診の場合は、医科7,700円、歯科5,500円、再診の場合は、医科3,300円、歯科2,090円(すべて税込)になりました。

これを聞いて、敷居の高い病院だと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、かかりつけ医などの医療機関が発行した紹介状を持参して診療を受けてもらえば選定療養費の徴収はありませんし、緊急その他やむを得ない事情がある場合なども対象になりません。選定療養費は、国が医療機関の機能分担の推進を目的として地域医療支援病院に義務付けているものです。限りある医療資源を適切に利用するためということですので、ご理解いただければと思います。



弘前市長

櫻田 宏

今後に向けての抱負

市長 このコロナ禍においても、医療センターには新型コロナウイルス感染症に罹患した多くの患者さんを受け入れていただくなど、1年目にすでに当圏域の医療の中核としてご活躍いただいています。医療センターが私たちのいのちを守ってくれているんだとあらためて強く実感しました。そのうえで、2年目のスタートにあたっての抱負などありましたらお聞かせください。

大熊院長 弘前市の多大なるご支援と地域住民の皆様から頂戴したご意見を参考に病院運営を行い、開院初年度が無事に過ぎようとしています。厚く御礼申し上げます。初年度の活動を礎として不足のある部分を補い、完成形に近づけるように2年目をスタートしたいと思います。入院患者数は開院前の1.3倍に増加しており、今後さらに多くの方に充実した高度専門医療を提供できるようにスタッフの増員および機器の整備を行ってまいります。

救急医療に関しては、二次救急症例全例の受入を目標に運営し、救急車の搬送症例は開院前の1.5倍に急増しました。今後もこれにしっかり対応できるよう務めていきます。こうした活動を通して地域で医療を完結させ、地域住民の健康増進に大きく貢献していきたいと考えております。

市長 力強いお言葉を聞いて安心しました。医療センターの整備には、これまでも地域住民の安心を守るため関わってきましたが、今後も強く連携し、地域の医療を支えるため、共に課題に取り組んでいきたいと思っています。

ワンポイント

紹介状無しで受診すると負担増？

弘前総合医療センターは、「地域医療支援病院」としてこの地域のかかりつけ医であるクリニックや診療所を支援する病院です。かかりつけ医の紹介状を持たずに弘前総合医療センターを受診すると、「選定療養費」が**通常の診療費に上乘せ**されます。普段の自分の体調を熟知してくれる「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

【定額負担料金（税込）】

区分	医科	歯科
初診	7,700円	5,500円
再診(※)	3,300円	2,090円

※他病院に紹介後、患者自身の希望により再度受診した場合

市長 青森県は、人口に対して医師や看護師などの医療に従事する人が少ない県です。自身の体調をよく知り、必要な時に専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ていただくことが、ご自身にとっても医療従事者にとっても、より丁寧な医療を受けるための重要なポイントだと思います。県では「上手な医療のかかり方」を推進しており、こうした取り組みに市もかかわっていくことで、医療を受ける側と医療を提供する側の双方にとってより良い環境を整えていきたいと考えております。



■ 外来受付



■ エスカレーター 2Fへ



子ども医療費の完全無償化(令和5年4月1日から)

令和5年4月1日診療分から、弘前市に住所を有する18歳(18歳到達年度の最初の3月31日)までの子どもの保険適用分の医療費が、所得にかかわらず**完全無償化**となります。

子どもの病気やけがなどによる医療費については、突発的な出費であり、子育て世帯の家計に対して大きな負担となっていることから、これまで、段階的に子ども医療費の対象者の範囲を拡大することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきました。

令和5年4月1日以降の診療分から、子ども医療費の対象者の範囲を拡大し、所得制限を撤廃することで、市内に住所がある18歳年度末までの子どもに係る医療費を完全無償化するため、市議会令和5年第1回定例会へ提案しています。

制度内容

市内に住所を有する子どもが医療機関で受診した際の、保険適用分の医療費の自己負担分を市が保護者に給付する制度です。

対象となる医療費

通院・入院に係る保険適用分の医療費(自己負担分)。ただし、次の場合は対象となりません。

【対象外の医療費】

- 各種医療保険の適用とならないもの
- 健康保険組合などから支給される高額療養費・付加給付に該当する医療費
- 入院時の食事療養費
- 交通事故などの第三者行為による診療
- 学校などの管理下での傷病や、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度対象の場合

対象になるのは?

市内に住所を有する、出生の日から18歳到達年度の最初の3月31日までの子どもが対象になります。ただし、婚姻している場合は対象となりません。

(例) 令和5年4月10日生まれの子どもは令和24年3月31日まで対象となります。

(令和5年3月31日まで)

	対象者	所得制限
通院	15歳到達年度の最初の3月31日まで	あり
入院	18歳到達年度の最初の3月31日まで	



(令和5年4月1日診療分から)

	対象者	所得制限
通院	18歳到達年度の最初の3月31日まで	なし
入院		

医療費の給付方法

- **現物給付** 医療機関受診の際、健康保険証と子ども医療費受給資格証を提示することで、原則窓口での支払いが不要となります。
- **償還払い** 医療機関において医療費を支払った場合、市の窓口申請することで、医療費が給付されます。

受給資格の申請

令和4年11月下旬に資格証を持っていない子どもの保護者あてに申請書を郵送しています。申請はお早めに。

- **令和5年4月1日までの申請**
→ 4月1日診療分から給付
- **令和5年4月2日以降の申請**
→ 申請日以降の診療分から給付

資格証の送付

○ 現在、受給資格がある子どもの資格証は生年月日によって次のとおりとなります。

● 平成29年4月2日以降に生まれた子ども

有効期限までは現在お持ちの資格証をご利用ください。6歳の誕生日までは1年ごとに資格更新となりますが、自動更新のため手続きは不要です。誕生日中に新しい資格証を郵送します。

● 平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた子ども

有効期限が、令和5年4月1日から18歳到達年度の最初の3月31日までの新しい資格証を、令和5年3月末に郵送しますので、令和5年4月1日からは新しい資格証をご利用ください。

○ 現在、受給資格がない子どもの資格証は、令和5年3月末に郵送します。



詳しくは市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kyouiku/kosodate/kodomoiryouhi.html>

■ 問い合わせ先

担当: こども家庭課家庭給付係
電話: 0172-40-7039

子ども医療費の完全無償化Q&A

Q1 子ども医療費の給付を受けるためには申請が必要ですか。

A1 必要です。子どもが生まれた場合や弘前市内に転入した場合は、こども家庭課、各総合支所民生課、各出張所のいずれかで申請をしてください。

Q2 医療機関を受診する際に資格証を忘れた場合は医療費の支払いをどうすればいいですか。

A2 医療機関の窓口で資格証を提示できない場合は、いったん自己負担分の医療費を支払ってください。その後、領収書の原本を給付申請書に添付して市の窓口申請いただければ、後日、医療費を給付します。

Q3 資格証を紛失した場合、再交付はできますか。

A3 できます。資格証を紛失した場合や破れてしまったときは、再交付申請書をこども家庭課に提出いただければ資格証を再交付します。

Q4 医療機関の窓口で1年前に支払った際の領収書が見つかりました。申請することで給付を受けることはできますか。

A4 診療日の時点で受給資格があった場合は給付を受けることができます。医療費の給付は診療日から2年以内となっていますので、領収書の原本を給付申請書に添付して市の窓口申請いただければ、後日、医療費を給付します。

Q5 加入する健康保険が変更となった場合、届出は必要ですか。

A5 必要です。転職などにより加入する健康保険が変更になった場合は、新しい保険証と資格証を持参のうえ、こども家庭課に変更の届出を提出してください。

Q6 引っ越しをしました。届出は必要ですか。

A6 弘前市内で転居の場合は届出の必要はありませんが、市外に転出する場合は、こども家庭課へ届出を提出のうえ資格証を返還してください。



新型コロナウイルス感染症

感染拡大を防ぐために、マスクの適切な着用や換気の徹底など各自ができる感染防止対策を行っていただいております。

そのうえで、発熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合や体調が悪い場合は、出勤、登校、外出を控えてください。受診等の流れは下記のとおりです。

※1月末時点の状況を踏まえた内容です。

のどの痛みや発熱等の症状があるとき…

新型コロナ・インフルエンザ同時流行時の受診について

重症化リスクが高い

高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等

かかりつけ医、診療・検査医療機関へ電話等で相談

かかりつけ医、診療・検査医療機関、小児科医等を受診

陽性の場合 自宅療養、宿泊療養または入院
陰性の場合 症状に応じて療養

〔季節性インフルエンザの可能性があるので、必要な場合にはかかりつけ医等へ相談してください〕

重症化リスクが低い

左記以外の方

新型コロナ自己検査

- 自己購入
- Webキット検査センター

新型コロナウイルス感染症コールセンター
(一般的な問い合わせ)
☎0120-123-801

青森県自宅療養者サポートセンター
(体調悪化時の相談)
☎050-3187-5854
(登録・支援等の相談)
☎050-3187-5479

青森県臨時 Web キット検査センター



青森県庁HP

webキット

検索



弘前市の救急医療体制

弘前市の救急医療体制は、患者の重症度に応じて対応する医療機関が異なります。救急車で搬送されるなどの一刻を争う場面でも、救急隊と複数の救急医療機関との間で患者の正確な情報を伝達し、症状に応じた病院を選定することで、迅速かつ適切な治療を行う情報連携体制を構築しています。

休日・夜間の救急医療体制イメージ図

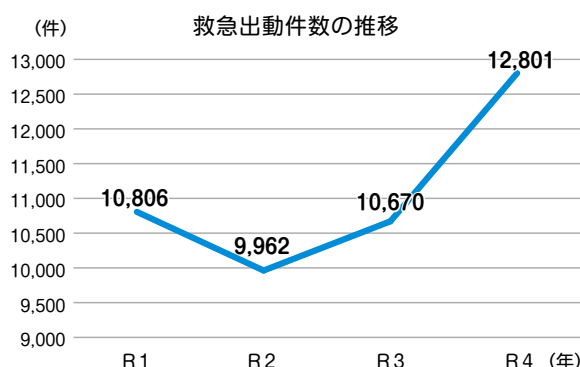


救急車の適正利用のお願い

救急車で搬送される場合は、患者の重症度に応じて搬送する医療機関を救急隊が探しています。より緊急性の高い方のため、軽症の方(自分で医療機関まで行けるなど)は、救急車の要請は控えましょう。救急車と救急医療は地域の限られた資源です。救急車の適正利用にご協力をお願いします。

救急出動件数の推移 (弘前地区消防事務組合データ)

年別 (1~12月)	出動件数 (件)
R1	10,806
R2	9,962
R3	10,670
R4	12,801



救急医療体制

○初期（一次）救急医療機関

主に入院の必要がなく、帰宅可能な患者へ対応する医療機関

○二次救急医療を支援する医療機関

平日昼間の救急患者受け入れのほか、二次救急医療機関からの転院の受け入れに対応する医療機関

○二次救急医療機関

主に入院治療を必要とする患者に対応し、救急患者を受け入れる医療機関

○三次救急医療機関

主に二次救急医療機関では対応できない高度処置が必要な救急患者を受け入れる医療機関

救急医療機関における情報連携体制の構築

「汎用画像診断装置用プログラム-Join（ジョイン）」を、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターをはじめとする二次・三次救急に携わる医療機関と弘前地区消防事務組合の全救急車両に導入し、救急医療における情報連携体制を図っています。

Join（ジョイン）とは

スマートフォンやタブレット端末で、医療用画像を共有するなど、患者情報を正確かつリアルタイムに救急隊と複数の病院が意見交換を行うことが可能な医療関係者専用のアプリです。脳疾患など一刻を争う場面で正確な患者情報の伝達により死亡や重度な後遺症等のリスク低減につながるなど、有効に活用されています。

Join（ジョイン）の使用イメージ

Step1

救急隊が撮影した画像等を医療機関と共有します。

Step2

受信した画像を参考に医療機関が受け入れの可否を判断・回答し、処置の準備をします。

Step3

受け入れ先の医療機関と連絡を取りながら救急隊が搬送します。

Step4

医療機関に到着後、スムーズに処置が始まります。

新型コロナへの感染が疑われる場合でも症状が軽い時は救急車の要請を控えて

1. 発熱があっても症状が軽い
2. 意識がしっかりしている
3. 飲食ができる

◆上記に該当する場合は、市販薬を服用するなどして安静にしてください。

◆外来受診を目的として救急車を呼ぶことは控え、通常の診療時間内に受診しましょう。

ためらわず救急車を呼ぶ症状

下記のような症状があるときは、命の危険が迫っているサインです。そのようなときは、**決してためらわずに**救急車を呼んでください。

1. 顔色が明らかに悪い
2. 唇が紫色
3. 息が荒い（ゼーゼー・ヒューヒュー）
4. 急に息苦しくなった
（座らないと息ができない・肩で息をしている）
5. 意識がおかしい・反応が鈍い
6. 胸や背中の中の激しい痛み
7. けいれんが止まらない
8. 突然の激しい頭痛
9. ろれつが回らない
10. 片方の手足が動かない





旧弘前市立病院の活用

旧弘前市立病院の活用について、近接する旧第一大成小学校跡地と合わせて、関係者や専門家等のご意見を伺いながら検討を進め、「健康づくりのまちなか拠点」として一体的に整備する基本的な考え方を示した基本構想を策定しています。

場所・施設の特徴

この場所は、市街地のほぼ中心に位置し、公共交通の利便性も高く、幅広い年代の市民や来街者が訪れやすいといった特徴があります。旧市立病院は地域住民の健康を支える役割だけではなく、近代建築の巨匠「前川國男」の建築作品として歴史的・文化的な価値も高く、その価値を後世に継承していく必要があります。また、旧第一大成小学校は学びの場として多くの市民に親しまれてきました。

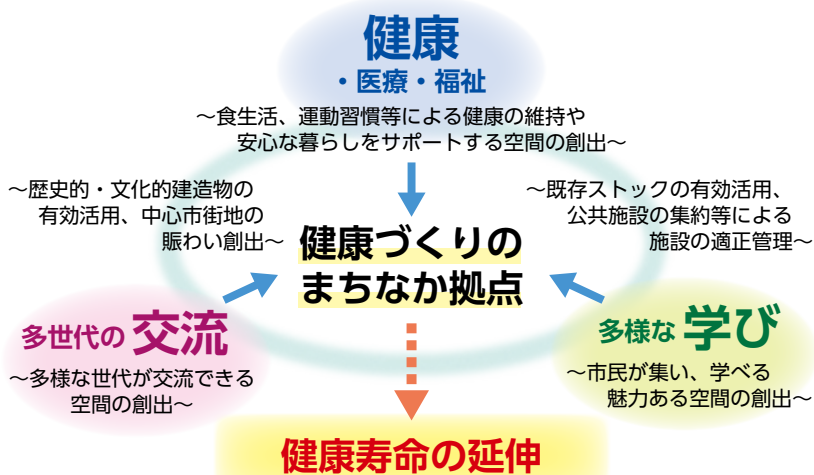
市の最重要課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、これまで以上に子どもから高齢者まで全ての世代の「健康寿命の延伸」に取り組む必要があります。

また、持続可能なまちづくりのためにはスクラップ&ビルドから既存ストックの活用といった考え方への転換も必要です。

具体的な整備の方向性

こうした点などを踏まえ、旧市立病院は耐震性を向上させて設備も一新し、現在野田に設置されている弘前総合保健センターの機能の移設を軸に、住民の「健康・医療・福祉」に資する機能、様々な地域活動等に利用でき、「多世代の交流」を促せる機能、市民が地域の中でともに学び合える「多様な学び」に資する機能を持った複合施設として整備します。



旧第一大成小学校跡地は、大規模な建築物は建設せず、中心市街地の貴重な外部空間として広場や遊び場などを整備する予定です。

令和4、5年度で設計を行い、令和6年度からの工事着手、令和9年度頃の供用開始を目指し、今後も市民参加ワークショップや近隣の住民の方々との意見交換などを行いながら、多くの人が訪れ、安心して快適に利用される施設となるよう整備を進めてまいります。

まちのにぎわい創出

「健康づくりのまちなか拠点」の整備によってまちに新たな人の流れができます。拠点を利用する人が周辺の商店や施設も利用して相乗効果が生まれるよう、周辺の商店街や施設とも連携した取り組みも進めてまいります。

問い合わせ先
担当：健康づくりのまちなか拠点整備推進室
電話：0172-40-0631

旧市立病院患者のカルテ等の開示・診療費の収納

地域医療課病院事業清算室（旧市立病院内）で行ってきた診療録（カルテ）等の開示や診療費の収納等については、本年3月をもって同室における窓口業務を終了します。4月以降のお問い合わせ先は、あらためて市のホームページや広報にてお知らせします。

※なお、**令和5年3月31日（金）**は、施設の閉鎖準備のため電力を供給停止するなどの作業を行いますので、当日は一部の窓口業務ができない場合があります。詳細については下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
担当：地域医療課病院事業清算室
電話：0172-34-3211